

多久市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 1 4 号

多久市議会委員会条例の一部を改正する条例

多久市議会委員会条例（平成 3 年多久市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員会の所属、名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 <u>議員は</u>少なくとも第 2 項第 1 号又は第 2 号に定める常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 （1） 総務文教委員会 <u>8 人</u> ア 総合政策課、総務課、情報政策課、防災安全課、財政課、財産活用課、税務課、会計課、	（常任委員会の所属、名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 <u>議長を除く議員は、</u>少なくとも第 2 項第 1 号又は第 2 号に定める常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。 （1） 総務文教委員会 <u>7 人</u> ア 総合政策課、総務課、情報政策課、防災安全課、財政課、財産活用課、税務課、会計課、

監査委員、選挙管理委員会及び教育委員会の所管に属する事項 イ 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 産業厚生委員会 7人 市民課、環境課、福祉課、高齢・障害者支援課、健康増進課、人権・同和対策課、農林課、商工観光課、都市建設課及び農業委員会の所管に属する事項 (3) (略)	監査委員、選挙管理委員会及び教育委員会の所管に属する事項 イ 他の委員会の所管に属しない事項 (2) 産業厚生委員会 7人 市民課、環境課、福祉課、高齢・障害者支援課、健康増進課、人権・同和対策課、農林課、商工観光課、都市建設課及び農業委員会の所管に属する事項 (3) (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される多久市議会の議員の一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行する。